

1 趣旨(1/2)

- わが国では、2008年に始まった人口減少が今後加速度的に進んでいき、その様態は地域によって大きく異なるものと考えられる。また、地方部において人口減少が急速に進んでいる一方で、東京への一極集中は歯止めがかかっていない。
- また、このような人口構造の変化だけではなく、Society5.0の到来など、新技術の進展、人々の働き方や生き方の変化・多様化が進んできている。
- これらの変化により、現在までに形成されてきた行政サービスの内容や提供方法は制度疲労により立ち行かなくなるなど、これまでになかった課題が顕在化することが見込まれる。
- さらに、このような変化・課題の現れ方は、地域ごとに大きく異なることが予想される。
- そのような中、行政サービスの持続可能性を保つには、地域課題に総合的に対応する地方公共団体の役割はますます重要になり、新たな発想も取り入れながら地域の実情に応じた解決策を実行していく必要がある。

地方分権改革の今後の方向性について（検討資料）

1 趣旨(2/2)

- 地方分権は、地域が自らの発想により問題解決を図るための基盤となるものであり、地方公共団体がこのような変化・課題に対応するため、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、地方公共団体の自由度を高める地方分権改革を一層推進する必要がある。あわせて、新技術等を活用しながら効率的に行政サービスを提供することも求められる。
- こうしたことから、これまでの分権提案の蓄積を振り返り、その成果・課題を整理し、取りまとめるとともに、その取りまとめた結果及び地方公共団体を取り巻く情勢を踏まえ、今後の地方分権改革を進めるに当たっての「視点」を整理し、今後の地方分権改革に反映させることとする。

地方分権改革の今後の方向性について（検討資料）

2 提案募集方式の成果等※

(1) 分野別の成果(1/6)

※平成26年から平成30年までの5カ年の成果等

【医療分野】

医療分野においては、医薬品等に関し国から都道府県への権限移譲が進むとともに、専門人材確保の困難等を背景に、医師の常勤要件等の明確化が図られた。

(主なもの)

- ① 承認基準のある医薬品製造販売の承認権限や麻薬小売業者間での医療用麻薬の譲渡に関する許可権限が都道府県へ移譲された。
- ② 専門人材確保の困難等を背景に、へき地診療所における管理者の常勤要件やへき地における薬局の管理薬剤師の兼業許可要件が明確化された。

【福祉分野】

福祉分野においては、施設の設置・運営基準が多く設けられているが、地域の実情に応じ、基準の見直しや運用上の改善が多くなされた。中核市への権限移譲が進むとともに、施設の合築、共用化に資する措置が講じられた。

(主なもの)

- ① 幼保連携型以外の認定こども園の認定事務等が都道府県から指定都市及び中核市へ、介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限が都道府県から中核市へ移譲されるなど、中核市への権限移譲が進んだ。
- ② 全国知事会、全国市長会及び全国町村会をはじめ、多くの地方団体から見直しの提案がなされた放課後児童クラブの職員配置及び資格に関する「従うべき基準」が参酌基準化された。その他、認可保育所、病児保育事業、児童養護施設の職員配置及び資格基準（従うべき基準又は補助要件）等について、一定の条件のもと、柔軟化が図られた。
- ③ 放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業の対象人数の下限（補助要件）が引き下げられるなど、地域の実情に応じた小規模な事業についても対象とされた。
- ④ 特別養護老人ホームと障害者向けグループホームの合築可能な場合の明確化や指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化が図られた。

地方分権改革の今後の方向性について（検討資料）

（1）分野別の成果（2/6）

【教育・文化分野】

文化財保護や公立社会教育施設の所管を地方公共団体の判断により選択することが可能となった。 オンデマンド教材の活用などICTの進展に対応した措置も講じられた。

（主なもの）

- ① 文化財保護に関する事務や公立社会教育施設の所管について、一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により教育委員会から首長部局に移管することが可能となった。
- ② 指定都市による特別支援学校の設置について都道府県の認可制度が廃止され、事前届出となった。
- ③ 高等学校におけるオンデマンド教材を活用した授業の実施要件が明確化された。

【環境分野】

国の関与が縮小され、地方公共団体の自由度の拡大や迅速な処理につながった。

（主なもの）

- ① 水質汚濁防止法に基づく総量削減計画を都道府県知事が策定する場合の環境大臣への協議に係る同意が廃止された。
- ② 国定公園内の特別地域における一定の行為に対し都道府県知事が許可を行う場合の環境大臣への協議について廃止された。

【衛生分野】

人口減少に伴う水の需要の減少、インフラに対する負担の増大等を背景に、水道事業に関する見直しが行われた。 空き家の有効活用や都市農村交流の促進等の観点から、旅館業法の適用外となる場合の明確化等が図られた。

（主なもの）

- ① 都道府県内で水利調整が完結する水道事業等の認可・監督権限が、業務の監視体制を十分に整える都道府県に対し、手挙げ方式で移譲された。
- ② 水道事業の給水区域を縮小する場合の手續及び許可基準が明確化された。
- ③ 地方における空家対策、都市農村交流に資するため、空家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化等が図られた。

地方分権改革の今後の方向性について（検討資料）

（1）分野別の成果（3/6）

【雇用・労働分野】

長年の課題であったハローワークの地方移管については、ハローワーク特区での実証等を経て、「地方版ハローワーク」の創設等が行われた。これにより地方公共団体の施策と一体となった就業支援が可能になった。

（主なもの）

- ① 「地方版ハローワーク」として、地方公共団体が民間事業者とは異なる公的な立場で無料職業紹介を実施することを可能とし、民間事業者と同列に課されている規制や監督を廃止。国のハローワークの求人・求職情報のオンライン提供を受けることが可能となるほか、地方公共団体と国との連携を強化する枠組みが構築された。

【産業振興分野】

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限が都道府県に、火薬類取締り、高圧ガス保安に係る事務・権限が指定都市に移譲された。工場立地法の緑地面積率等の基準を町村が条例で定めることが可能となった。

地域の実情に即した産業振興施策を実施する観点から、国が行う地域産業振興に係る計画の認定、補助金の交付等について、都道府県の関与が強化されるような取組がなされた。

（主なもの）

- ① 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に係るもの）が都道府県に移譲された。※経済産業局、地方整備局及び地方運輸局の所管に係るものも令和2年10月に施行予定。
- ② 工場立地法の緑地面積率等の基準を定める権限が都道府県から町村へ移譲された。併せて特定工場の新設届出を受理する権限等が都道府県から町村へ移譲された。
- ③ 国が行う創業支援事業計画の認定及び同計画に係る創業・第二創業促進補助については、都道府県への権限移譲は行われなかったが、都道府県が計画の策定に参画できることや、補助金採択に係る地域審査会に都道府県職員が審査員として参加できることを明確化するなど、運用上の工夫がなされた。

地方分権改革の今後の方向性について（検討資料）

（1）分野別の成果（4/6）

【消防・防災・安全分野】

大規模災害発生時の広域応援体制の充実や住家被害認定の迅速化等の災害対応の見直しが実現した。また、地域の実情を踏まえた災害援護資金の運用を可能とするとともに、地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和が行われた。

（主なもの）

- ① 被災都道府県から応援要請のあった都道府県と区域内市町村が一体となって被災市町村への支援を行うことの明確化や住家の被害認定調査について航空写真等の活用等による効率化・迅速化が図られた。
- ② 災害援護資金について、市町村の判断により、貸付利率の引下げ、月賦償還、保証人不要の措置を講じることが可能となった。
- ③ 救急隊の編成について、過疎地域等において救急自動車1台並びに救急隊員2人以上及び准救急隊員1人以上をもって編成することが可能となった。

【運輸・交通分野】

コミュニティバスの導入及び運行に当たり、地域の実情に応じた対応を可能とするための見直しが行われた。また、人口減少等を背景に、過疎地域等において乗用タクシーによる貨客混載を可能とする見直しが行われた。

（主なもの）

- ① 地域公共交通会議等の運用改善やコミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化等が図られるとともに、鉄道事業者・バス事業者の事業報告書等の情報を希望する地方公共団体に提供する仕組みも構築された。
- ② 貨客混載の関係では、乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とする見直しや、自家用有償旅客運送による少量貨物運送の手続の見直しが行われた。
- ③ 観光分野では、地方公共団体が実施する研修を修了すれば、当該地方公共団体が設定する区域において、通訳ガイドの資格を付与する特例制度が創設された。

地方分権改革の今後の方向性について（検討資料）

（1）分野別の成果（5/6）

【土木・建築分野】

高齢化の進行や建物の老朽化等を背景に、公営住宅について、地域の実情に応じた対応を可能とするための見直しが行われた。また、施設の有効活用の促進等の観点から、諸制度の見直しが図られた。

（主なもの）

- ① 公営住宅を集約化する場合の現地に近接する土地への建替えを公営住宅建替事業の対象とする見直しのほか、公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準を条例で定めることを可能とする見直し等が行われた。
- ② 既存の住宅を寄宿舍に活用する場合、一定の要件（規模、追加の安全措置等）を満たした場合に寄宿舍の階段基準を緩和する見直し等が行われた。
- ③ 立体道路制度については、道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、都市再生緊急整備地域の指定を受けていない地域の一般道路においても活用が可能となった。

【農業・農地分野】

2次分権改革の残された課題であった農地転用に係る事務・権限について、都道府県等に移譲されるなど、手続きの迅速化等が図られた。

（主なもの）

- ① 2ha超4ha以下の農地転用に係る事務・権限については国への協議を廃止した上で、4ha超の農地転用に係る事務・権限については国への協議を付した上で都道府県に移譲された。併せて農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の事務・権限が移譲された。
- ② 農地中間管理機構による農地の借入と受け手への転貸を市町村の農用地利用集積計画の策定のみで一括して行うことができる仕組みの構築や農用地利用配分計画の縦覧の廃止等が行われた。
- ③ 農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和や、農業共済組合連合会がない都道府県における都道府県農業共済保険審査会の必置義務の見直しが行われた。

地方分権改革の今後の方向性について（検討資料）

（１）分野別の成果（6/6）

【土地利用分野（農地を除く）】

人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、より地域の実態に即した施設整備が可能となるよう、開発許可に係る公園等の確保に関する制度の見直し等が行われた。

また、一定の条件の下で保安林の解除の協議に係る同意の廃止、地域森林計画に係る国の関与の縮小等が行われた。

（主なもの）

- ① 全国一律に政令で定めていた都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合の上限（50％）について、「参酌すべき基準」とされた。
また、都市公園内に児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能なことや、公園管理者である地方公共団体が、都市公園の廃止が存続する場合と比較し公益上重要であると客観性を確保しつつ慎重に判断した場合、廃止できることの明確化が図られた。
- ② 開発許可に関し公園等の設置を義務付ける下限面積に係る基準について、0.3ha以上の一定の範囲において条例で定めることが可能とされた。
- ③ 町村の都市計画決定に係る都道府県の同意について廃止の結論が得られた。
- ④ 保安林の解除に関し、一定の条件の下で協議に係る同意が廃止された。また、地域森林計画の一定の事項の変更等に係る農林水産大臣への協議を廃止し届出とする見直しが行われた。

【その他】

（主なもの）

- ① マイナンバーによる情報連携の対象を追加することを求める提案が実現し、申請者の負担軽減や利便性の向上に資するとともに、行政事務の効率化が図られた。

地方分権改革の今後の方向性について（検討資料）

（2）分野横断的な成果（1/2）

【権限移譲】

- 既に実施している事務・事業の対象範囲の拡大や、類似の事務・事業を既に行っており、一体的な事務・事業の実施のため移譲されたものが多い。
- 国から都道府県等への移譲については、手挙げ方式が活用された。
（農地転用許可の権限の市町村への移譲、水道事業の認可・監督権限の都道府県への移譲）
なお、「地方版ハローワーク」も各地方公共団体の判断で実施可能とされた。
- 都道府県から市町村への移譲については、既に指定都市に移譲されているものを中核市に拡大するものが多く、既に市に移譲されているものを町村に拡大するものもあった。
福祉分野での移譲が多く、特に中核市への移譲が多い。

【規制緩和】

- 地域の実情に応じた対応を可能とするため、福祉における様々な分野で「従うべき基準」等に関する見直しがなされた。
その際、参酌基準化されたものもあるが（放課後児童クラブ）、多くは実態に対応するため基準の内容を改正することにより対応がなされた。
- 福祉分野以外でも、全国一律に政令で定めていた都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合の上限は「参酌基準」とされ、条例に委任された。
- 国又は都道府県の同意・協議を不要とする等の関与の縮小は、事務処理の迅速化や自主的判断の拡大等の観点から行われた。

地方分権改革の今後の方向性について（検討資料）

（2）分野横断的な成果（2/2）

【業務効率化】

- 申請方法、申請書類や添付書類の見直し、調査における項目や実施方法の見直し等、行政事務の効率化・迅速化に資する提案も多く出され、実現した。
その結果、住民負担の軽減につながるものもあった。
- 加えて、以下のような提案も複数の分野で出され、実現した。
 - ・ **都道府県経由事務の廃止**
（食品の特別用途表示の許可申請、二以上の都道府県の区域にわたる建設業の許可申請、不動産鑑定士試験の受験申込 等）
 - ・ **マイナンバーによる情報連携**
（特定優良賃貸住宅の管理に関する事務の追加、特別支援学校への就学のための経費支弁事務における項目追加）
 - ・ **公金の徴収・収納方法の見直し等**
（学校給食費のコンビニ収納や公金納付の電子マネーの活用、過誤払い調整手続きにおける新旧医療保険者間の手続きの簡素化 等）

【補助金に関する見直し】

- 補助金については、地域の実情に応じた補助要件の緩和、事務手続きの見直し（必要書類や記載事項の簡略化等）、早期交付の実施等の見直しが行われた。

地方分権改革の今後の方向性について（検討資料）

（3）提案の傾向

【人材不足（サービスの担い手不足）】

- 福祉・医療分野を中心に、専門的人材確保の困難等を背景に、「従うべき基準」等の要件の緩和を求めるものが多く見られた。

（福祉施設の人員配置基準の緩和、地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和、へき地の診療所の管理者の常勤要件の明確化、薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の明確化 等）

特に放課後児童クラブの「従うべき基準」については、多くの団体からそれぞれの地域の実情に応じた多様な提案が見られた。

- 地域交通については、人口減少や人手不足等を背景に、従来から課題であった旅客に加え、貨物運送に関するその確保についての提案も見られた。

【ストックの集約化・有効活用等】

- 人口減少等を見据えたインフラの維持管理・更新の効率化及びストックの有効活用の観点からの提案が多く見られた。

（都市公園廃止基準の明確化、都市公園における施設設置の柔軟化、水道事業の給水区域縮小に係る許可基準の明確化、公営住宅の非現地立替（集約化）、空家の有効活用（旅館業法）、既存の住宅の寄宿舍への活用（建築基準法における階段基準の見直し）、公拵法に基づく先買い土地で遊休化した土地の有効活用の促進、所有者不明土地の利用の円滑化 等）

【ICT技術等新技術の展開への対応】

- マイナンバーによる情報連携に関する提案は多く見られるとともに、電子マネーの活用、オンデマンド授業、ドローン等の新技術の活用・安全な利用の確保など、ICT技術等の活用に関する提案も見られた。

地方分権改革の今後の方向性について（検討資料）

3 地方分権改革を進めるに当たっての「視点」

これまでの提案募集方式の成果等及び地方公共団体を取り巻く情勢を踏まえ、地方分権改革を進めるに当たっての「視点」を整理する。

- 地域の実情に応じた持続可能な行政サービスの提供が可能となるよう、行政サービスの提供方法の柔軟化を図っていくべきである。
- また、これまでも事務負担や住民負担の軽減等の観点からの提案が多く寄せられていることから、より一層業務の効率化を図っていくべきである。
- その際、従前から提案が多い事項について引き続き重点的に取り組むこと、また、今後重要な観点となり得る以下の点に留意し、取り組みを進めていくことが必要である。

• 「従うべき基準」や補助金の要綱等に関する規制緩和

「従うべき基準」の見直しについてはこれまでも多くの提案が寄せられており、今後も提案が見込まれる。

また、補助金等に関して、地域の実情に合わないような補助条件や地方公共団体に過度な事務を負わせているものに関する提案も寄せられている。

• ネットワーク化（連携）

地方公共団体が目的に合わせて他の地方公共団体や多様な主体と連携

• 標準化

情報システムや申請様式、業務プロセス等を標準化

• 新技術への対応

ICTやAI等の新技術を活用

• ストック等の適正化等

人口増加を背景とした制度の下で作られた既存の施設等の集約化等のストックの見直し

• 住民参加

地方公共団体の政策形成への参加促進

今後の地方分権改革の取組に反映
(令和2年以降の提案募集におけるテーマ設定等)